

関脩齡『国語略説』に於ける『国語』道春点改訓の試みとその講述表現

小方 伴子

はじめに

江戸時代に於ける『国語』研究の中で最もすぐれたものとされる秦鼎『国語定本』（一八〇九^①）の序文に、次のような一節がある。

（一）待つ所未だ定まらずと雖も、然れども、其の書は則ち明道本、其の人は則ち黄氏、関氏なり。此れ其れ翹翹たり。今定むる所、多く此に待てり。（国語定本題言^{2a}）

「明道本」は清朝嘉慶五年（一八〇〇）に刊行された重刻明道二年本『国語』^②、「黄氏」は黄丕烈（一七六三—一八二五）、「関氏」は関脩齡（一七二七？—一八〇一）である。秦鼎は『国語定本』を作るに当たって、重刻明道二年本『国語』及びその附録である黄丕烈撰「校刊明道本章氏解国語札記」^③に加えて、邦人関脩齡の『国語略説』（一七九二）を主要な参照資料とした。

関脩齡の『国語略説』は、各篇の標題の後に「関脩齡君長述」とある通り、関脩齡の『国語』の講釈をまとめたものである。『国語定本』以降の注解にもしばしば引用され、邦人の『国語』研究の白眉とされる^④。しかし従来の研究では、その概略を紹介するにとどまり、記述内容について詳しく分析し、論じたものはみられない。

次の(2)は、『国語略説』からの引用である。⁵⁾「利黨以危君」は『国語』本文の語句、亀甲括弧内の〔下蓄則字。言利己有屬黨〕は、それに対する関脩齡の注釈である。書き下し文は『国語略説』の訓点に拠る。⁶⁾

(2) 利黨以危君〔下蓄則字。言利己有屬黨〕(第四下31a／晋語六)

(黨を利用して以て君を危くせば〔下に則の字を蓄ふ。己屬黨有るを利するを言ふ〕)

〔下蓄則字〕(下に則の字を蓄ふ)は、『国語』本文の「利黨以危君」の下に〔則〕の字を加えるという意味である。⁷⁾

次の(3)(4)も『国語略説』の引用である。

(3) 民用莫不震動恪恭於農。〔莫字管七字。用、以也。後皆同義。舊註失之。震動、動作也〕(第一4b／周語上)

(民用て震動して農を恪恭せざること莫し。〔莫の字七字を管す。用は以なり。後皆同義。舊註之を失ふ。震動は動作なり〕)

(4) 稷以告王曰〔五字句〕(第一4a／周語上)

(稷以て王に告げて曰く〔五字の句〕)

(3)の〔莫字管七字〕(莫の字七字を管す)は、「莫」の字が七字下の「農」まで係ることを示し、(4)の〔五字句〕(五字の句)は「稷以告王曰」の五字をひとまとまりとして読むことを示す。

『国語略説』には〔下蓄則字〕のような形の注釈(以下、「畜字」と称す)が三十二例、「莫字管七字」のような形の注釈(以下、「管到」⁸⁾と称す)が二十六例、「五字句」のような形の注釈(以下、「○字句」と称す)が十四例みられる。

本稿では、関脩齡が『国語』の講釈に、「蓄字」「管到」「○字句」という手法を用いた理由―学術的・教学的背景―を明らかにする。

本論にはいる前に、関脩齡及び『国語略説』の概要を紹介する。

一 関脩齡

関脩齡は武蔵川越の人。通称を永一郎、字を君長、号を松窓という。井上蘭台（一七〇五—一七六一）に師事し、後に昌平饗で学ぶ。享和元年（一八〇一）に没す。享年七十六歳⁹⁾。経学は初め程朱を主とし、後に折衷学を主張する。著書に『国語略説』八卷、『戦国策高注補正』一〇卷、『巡海録』一卷¹⁰⁾、『国学积算儀注』一卷、『松窓文稿』二卷、『論語略説』五卷、『孟子証解』、『左伝略説』六卷、『史料』二〇卷、『韓客問答』二卷、『韓館贈答集』二卷、『蝦夷記』二卷、『山水賞音』一卷、『関東古戦録』六卷、『武蔵野国三芳野名所旧跡』一卷¹¹⁾、『松窓雜記』六卷、『松窓隨筆』五卷、『松窓詩文集』一二卷、『正木古文書』二卷、『松窓漫録』六卷、『松窓遺稿』一〇卷がある¹²⁾。

関脩齡の為人については、雲室『雲室隨筆』に記載がある。雲室（一七五三—一八二七）は関脩齡の弟子で、画僧として知られる¹³⁾。『雲室隨筆』によると、脩齡は並はずれて勤勉な学者であった。たとえば次のように記す。「学頭の時分時候見舞などに行に、未明より机により、夜九ツ迄は座を離られざる様子なり。あるとき五月末頃、文選会読の日参りしに、朝四ツ時より始り、弁当を遣ふが休みにて、日の暮迄休みなし。燭を取頃皆々後会を期て帰れり。予生虚弱故根機も殊にうすければ、大に難洪の様に覚へたり。何れの会も如此なる故、膝下に在者進まざる事なし。然ば当時何れの大家と申人、誰か如此豪傑有ん」（八三頁）。板下もみずから作成することがあったようで、雲室が「板下は筆工にても可然候哉」というと、「筆工に申付ても亦一一跡より見て誤字をなほし申さねばならぬなり。然ときは二度手間なり、自身にすれば誤りなし」（八四頁）と答えたという。このような脩齡を雲室は、「真に豪傑と申べし。殊に林家四世の学頭にて有し故、道春春斎の学風、今の世松臆より外知る人はなかるべし」（八四頁）と評す¹⁴⁾。田沼意次（一七一九—一七八八）が失脚し、松平定信（一七五九—一八二九）が老中になると、「田沼主殿正殿へ入魂に出入せし事疑敷相成」（八〇頁）り、林家の学職を退いた。

二 『国語略説』の概要

二・一 版本及び書誌

現存する『国語略説』の版本は、筆者の知る限りでは、寛政四年（一七九二）版、文政七年（一八二四）版の二種類である。⁽¹⁵⁾ 以下に寛政四年版（関西大学長沢文庫所蔵）の書誌を記す。

国語略説八卷、関脩齡述、寛政四年棲雲堂藏板刊本、全四冊。縦一七・四、横一二・七。左右双辺、有界九行、毎行一八字、注小字双行。白口、単黒魚尾。巻首に寛政壬子（一七九二）夏月荒井熙「国語略説序」、次に寛政壬子春正月関脩齡「国語略説自序」、次に「国語略説／関脩齡君長述／解叙」、次に「国語略説第一／関脩齡君長述」、以下巻第八に至る。⁽¹⁶⁾ 巻末に「關脩齡述／寛政壬子殉棲雲堂藏板／書肆申椒堂發行／弘所 江戸室町 須原屋市兵衛」の奥付あり。荒井熙の序文を除き、本文、割注とも訓点が施されている。⁽¹⁸⁾ 首冊の題箋題及び版心題は「国語略説一」である。

文政七年版（関西大学長沢文庫所蔵）は寛政四年版の補刻本で、奥付は「文政七甲申年二月補刻／江都 日本橋南壹丁目 須原屋茂兵衛／大坂 心齋橋通安堂寺町 秋田屋太右衛門」である。

二・二 体例及び校勘資料

『国語略説』は、『国語』のテキストから語句を抜き出し、その下に注釈を付けるという方式をとる。注釈は韋昭「国語解叙」、宋庠「国語補音敘録」及び『国語』全篇に施されている。またそれとは別に、各章の終わりに「考註」「音補」「正異」を設ける。「考註」は韋昭注の補注、「音補」は宋庠『国語補音』の補遺、「正異」は校勘記である。校勘資料にはおもに『四史鴻裁』所收本、⁽²¹⁾ 明刊盧之頤本が用いられ、校勘作業は『国語』本文と韋昭注だけでなく、底本に収録されている穆文熙、柳宗元、孫應鳌等の評語（以下、「穆文熙評語」と総称する）にも施している。⁽²³⁾

二・三 底本

『国語略説』の「正異」(校勘記)には、穆文熙評語の異同も記されている。それはすなわち、関脩齡が底本とした『国語』のテキストには、穆文熙評語が収録されていたということである。江戸時代には穆文熙評語の収録された明刊本が、数種或いは十数種流通していた。しかしそれらの明刊本は、大半が本文や韋昭注に省略のある俗本で、関脩齡が底本に用いたとは考え難い。

穆文熙評語が収録されている『国語』の版本で、省略がなく、且つ『国語略説』の刊行(寛政四年)以前に出版されていたものに、林羅山の道春点本がある。関脩齡が林家の学頭であったことからみても、道春点本を底本とした可能性が高い。『国語略説』に引かれている『国語』の本文、韋昭注、穆文熙標語の字句も、概ね現存する道春点本と一致する。⁽²⁴⁾

なお、穆文熙評語が収録されている完本ということでは、道春点本の底本である明刊劉懷恕本も条件に合う。しかし『国語略説』の注釈の中には、劉懷恕本が底本では辻褃の合わない記載がみられる。たとえば『国語略説』第一「周語中」(19a)に、「評鈔載柳評云、單子罪卻至之伐當矣。(中略)世俗之情固然邪」という注釈がある。関脩齡は「單子罪卻至之伐當矣。(中略)世俗之情固然邪」という「柳評」(柳宗元の評語)を、「評鈔」すなわち『四史鴻裁』所收本(一卷22b・23a)で補っている。ところが劉懷恕本(「周語中」(22a・22b))には、この評語が存在するのである。一方、道春点本(「周語中」(22a・22b))をみると、その評語が置かれているはずの上欄そのものが欠けている。関脩齡はそれを「評鈔」で補った。

『国語略説』の「音補」は、宋庠のオリジナル版『国語補音』の補遺ではなく、明の張一鯤による改訂版『国語補音』の補遺である。⁽²⁶⁾ その点も底本を道春点本と判断することと矛盾しない。『国語略説』の底本は道春点本であるとみて間違いないであろう。

関脩齡は道春点本をテキストとし、『国語』の講釈を行った。門生は道春点本或いはその写本を手元に置き、脩齡の講釈を書き取った。『国語略説』はその筆記録をもとに作られたものである。

三 「蓄字」

三・一 「蓄字」の例

『国語略説』には、「下蓄則字」〔句下蓄者字〕のような形の注釈が全部で三十二例ある。その内訳は、「蓄則字」十五例、「蓄者字」七例、「蓄而字」三例、「蓄乎字」二例、「蓄也字」、「蓄為字」、「蓄惟字」、「蓄則雖二字」、「蓄諸夏二字」がそれぞれ一例ずつである。順を追って詳しくみていきたい。

I 蓄則字

次の(5a略説)は、冒頭に挙げた(2)を再録したものである。(5b道春)は、(5a略説)の「利黨以危君」の引用元である道春点本の該当箇所を、前後の文も含めて収録したものである。⁽²⁷⁾書き下し文は道春点本の訓点に拠る。(5c道春)は、(5a略説)の注釈「下蓄則字」(下に則の字を蓄ふ)に従って、(5b道春)の「利黨以危君」の下に、「則」を加えたものである。以下の例文も同様の形で提示する。

(5a略説) 利黨以危君〔下蓄則字〕。言利己有屬黨 (第四下 31a / 晋語六)

(黨を利して以て君を危くせば〔下に則の字を蓄ふ。己屬黨有るを利するを言ふ〕)

(5b道春) 利黨以危君。君之殺我也、後矣。(晋語六 9b)

(黨を利として、以て君を危ぶむ。君の我を殺すこと、後し)

(5c道春) 利黨以危君、「則」君之殺我也、後矣。

(5b道春) は「利黨以危君」で文を切る。関脩齡は「利黨以危君」の後に〔則〕を加え、「黨を利して以て君を危くせば」

と条件文に読み、下文「君之殺我也、後矣」に続ける。

次の(6a略説)も「蓄則字」の例である。

(6a略説) 其利淫矣、流之若何。〔矣〕下蓄則字。承上文、而言好利而淫矣、則流之若何。問之之辭。(第一19b/周語下)

(其の利淫ならば、之を流さんこと若何。〔矣〕の下に則の字を蓄ふ。上文を承けて、利を好みて淫ならば則ち之を流さんこと若何を言ふ。之を問ふ辭)

(6b道春) 且夫長翟之人、利而不義。其利淫矣。流之若何。(周語下3b)

(且つ夫れ長翟の人、利ありて不義なり。其の利淫せり。之を流さんこと若何)

(6c道春) 且夫長翟之人、利而不義。其利淫矣、〔則〕流之若何。

(6b道春) は「其利淫矣」で文を切る。関脩齡は「矣」の下に「則」を加え、「其利淫矣」を「其の利淫ならば」と条件文に読み、下文に続ける。

II 蓄者字

次の(7a略説)は『国語略説』に於ける「蓄者字」の例である。

(7a略説) 官師之所材也〔句〕下蓄者字、起下五疾。又下文「官師所不材也」、亦同文法、起下以實⁽²⁸⁾(第四下24b/晋語四)

(官師の材とする所は〔句〕の下に「者」の字を蓄へ、下の五疾を起こす。又た下文の「官師の材とせざる所」も亦た同じ文法なり。下の「以實」を起こす)

(7b道春) 官師之所材也。戚施直縛。蓬蔭蒙瑒。侏儒扶盧。矇瞍修聲。聾聵司火。童昏、鬻瘡、焦僂、官師之所不材也、以實裔土。(晋語四30b)

(官師の材とする所なり。戚施は縛に直る。蓬蔭は瑒を蒙く。侏儒は盧に扶る。矇瞍は聲を修む。聾聵は火を司る。童

昏、瞶瘖、僬僂は官師の材とせざる所なり。以て裔土に實つ

(7c道春) 官師之所材也〔者〕、戚施直縛、蓬蔭蒙瑯、侏儒扶盧、矇瞍修聲、聾聵司火。童昏、瞶瘖、僬僂、官師之所不材也〔者〕、以實裔土。

(7b道春) は「官師之所材也」で文を切る。(7a略説) は「官師之所材也」の下に〔者〕を加えることにより、「官師之所材也」が下文「戚施直縛、蓬蔭蒙瑯、侏儒扶盧、矇瞍修聲、聾聵司火」を導く主題であることを示す。関脩齡の解釈に従って、(7c道春) を訓読すると、「官師の材とする所は、戚施縛を直り、蓬蔭瑯を蒙き、侏儒盧に扶り、矇瞍聲を修め、聾聵火を司るなり。童昏、瞶瘖、僬僂は官師の材とせざる所なり。以て裔土に實つ」となる。

次の(8a略説) も、「蓄者字」の例である。

(8a略説) 作政而不行〔句下蓄者字。言下不行之〕(第一13b/周語中)

〔政を作して行はざるは〕²⁰〔句の下に者の字を蓄ふ。下、之を行はざるを言ふ〕

(8b道春) 今叔父作政而不行。無乃不可乎。(周語中9a)

(今叔父政を作して行はず。無乃不可ならんか)

(8c道春) 今叔父作政而不行〔者〕、無乃不可乎。

(8b道春) は「今叔父作政而不行」で文を切る。(8a略説) は「今叔父作政而不行」の下に〔者〕を加えることにより、「今叔父作政而不行」が下文「無乃不可乎」の主題であることを示す。関脩齡の解釈に従って、(8c道春) を訓読すると、「政を作して行はざるは、無乃不可ならんか」となる。

Ⅲ 蓄而字

次の(9a略説) は『国語略説』に於ける「蓄而字」の例である。

(9a略説) 辱君之允令。〔句上蓄而字〕。言大夫恐如上所謂。而君辱有令、敢不奉事。(第四下32a／晋語七)

(君の允令を辱くす〔句の上に而の字を蓄ふ。大夫恐ること上に謂ふ所の如し。而るに君辱くも令有り。敢て奉事せずんやを言ふ〕)

(9b道春) 無乃不堪君訓、而陷於大戮、以煩刑史、辱君之允令。敢不承業。(晋語七2a)

(無乃君の訓に堪へず、大戮に陥りて、以て刑史を煩はし、君の允令を辱くせんや。敢へて業を承けざらんや)(晋語七2a)

(9c道春) 無乃不堪君訓、而陷於大戮、以煩刑史、〔而〕辱君之允令。敢不承業。

(9a道春) は、「不堪君訓、而陷於大戮、以煩刑史」と「辱君之允令」を順接で読む。関脩齡は「辱君之允令」の上に〔而〕を加え、「しかるに」と逆接で読む。

IV 蓄乎字、蓄也字

次の(10a略説)は「蓄乎字」の例である。

(10a略説) 忠非親禮、而干舊職、以亂前好。〔句下蓄乎字。何非親禮行於厚意而干犯舊職、以亂前王之好乎〕(第一14a／周語中)

(忠親禮に非ずして舊職を干して、以て前好を亂らんや。〔句の下に乎の字を蓄ふ。何ぞ親禮、厚意を行ふに非ずして舊職を干犯し、以て前王の好を亂らんや〕)

(10b道春) 忠非親禮、而干舊職、以亂前好。(周語中10b)

(忠く親禮を非りて舊職を干して以て前好を亂る)

(10c道春) 忠非親禮、而干舊職、以亂前好〔乎〕。

(10b 道春) は「以亂前好」を平叙文に読む。関脩齡は「以亂前好」の下に〔乎〕を加え、「以て前好を亂らんや」と反語文に読む。

次の (11a 略説) は「蓄也字」の例である。

(11a 略説) 松柏之地、其土不肥。〔句下蓄也字〕。言松柏善引土膏、地爲乾燥而不肥也。十六字長句法。蓋謂高山峻原、不生草木者、以松柏茂盛之地、其土燥而不肥也。不知然否。(第四下 45b / 晋語九)

(松柏の地、其の土肥へず。〔句の下に也の字を蓄ふ。松柏善く土膏を引く。地、乾燥を爲し、肥へざるを言ふ。十六字の長句法。蓋し高山峻原、草木を生ぜざるは、松柏茂盛の地、其の土燥きて、肥へざるを以てなるを謂ふ。然否を知らず。)

(11b 道春) 高山峻原、不生草木。松柏之地、其土不肥。(晋語九 11b)

(高山峻原には草木を生ぜず。松柏の地は其の土肥へず)

(11c 道春) 高山峻原、不生草木、松柏之地、其土不肥〔也〕。

(11b 道春) は「高山峻原、不生草木」と「松柏之地、其土不肥」を二文に分けて読む。関脩齡は「其土不肥」の下に〔也〕を加え、十六字句を一文として読む。

V その他

次の (12a 略説) は「蓄爲字」の例である。

(12a 略説) 今將先明而後祖。〔將下蓄爲字。明微讀〕(第二 5a / 魯語上)

(今將に明を先にせんとして祖を後にせんとす。〔將の下に爲の字を蓄ふ。明は微讀〕)

(12b 道春) 今將先明而後祖。(魯語上 14a)

(今將に明を先にして祖を後にせんとす)

(12c 道春) 今將〔爲〕先明而後祖。

(12a 略説) は「將」の下に〔爲〕を加え、「先」を「先にせん」と動詞に読む。この構文解釈は、(12b 道春)と同じであるが、「先に」ではないことが一層明瞭になる。

次の(13a 略説) は「蓄諸夏二字」の例である。

(13a 略説) 而獨事晋。〔而下蓄諸夏二字〕(第六4b／楚語上)

(獨り晋に事ふ。〔而の下に諸夏の二字を蓄ふ〕)

(13b 道春) 吾不服諸夏、而獨事晋、何也。(楚語上11b)

(吾諸夏を服せずして、獨り晋に事ふるは、何ぞや)

(13c 道春) 吾不服諸夏、而〔諸夏〕獨事晋、何也。

(13a 略説) では「而」の下に〔諸夏〕を加え、「獨事晋」の主語が〔諸夏〕であることを明示する。

次の(14a 略説) は「蓄惟字」の例である。

(14a 略説) 而不以潔悛德、思報怨而已。〔思上蓄惟字〕。言尚不欲以潔改其德、惟思報怨而已。説猶止于此矣。(第六12a／楚

語下)

(潔を以て徳を悛めず、怨を報ぜんと思ふのみ。〔思の上に惟の字を蓄ふ。尚ほ潔を以て其の徳を改めんと欲せず、惟だ怨を報ぜんと思ふ而已を言ふ。猶を説き此に止む〕)

(14b 道春) 不忘舊怨而不以潔悛德、思報怨而已。(楚語下14b)

(舊怨を忘れずして潔を以て徳を悛め、怨を報いんことを思ふのみ)

(14c 道春) 不忘舊怨而不以潔悛德、〔惟〕思報怨而已。

(14a 略説) では、「思報怨而已」の前に〔惟〕を加え、「而已」と呼応させる。

以上が『国語略説』の蓄字の概略である。次節では、関脩齡が『国語』の講釈に「蓄字」という手法を用いた理由をさぐる。

三・二 「蓄字」という手法

蓄字の例をみると、底本である道春点本の読みを改めているものが多い。しかし底本の読みを改めるためだけなら、新たな訓読を提示すれば充分なはずである。関脩齡はなぜ敢えて、蓄字という手法を用いたのだろうか。『国語略説』が講義録であることを手掛かりに、その理由を考えてみたい。

次の(15a略説)(15b道春)は、三・一で挙げた(5a略説)(5b道春)を再録したものである。

(15a略説) 利黨以危君〔下蓄則字。言利己有屬黨〕(第四下31a／晋語六)

(黨を利して以て君を危くせば〔下に則の字を蓄ふ。己屬黨有るを利するを言ふ〕)

(15b道春) 利黨以危君。君之殺我也、後矣。(晋語六9b)

(黨を利として、以て君を危ぶむ。君の我を殺すこと、後し)

(15b道春)は「利黨以危君」で文を切る。(15a略説)は「利黨以危君」の後に〔則〕を加え、「黨を利して以て君を危くせば」と条件文に読み、下文「君之殺我也、後矣」に続ける。

〔則〕が、上文を受けて下文に続ける働きをもつことは、江戸時代の助字解説書に記載がみられる。たとえば荻生徂徠『訓訳示蒙』³⁰⁾は、「則、即、乃、迺、輒、便、斯、載、就、會」の項で、「則の字の類は皆句中にある字なり。句尾にあると云ふことはなし。句頭にをく時は上文へかかるなり。(中略)則の字はレバとも、ラバとも、ルナラバとも、ルナレバとも訳す」(巻三23b)と述べる。また岡田白駒『助辞訳通』は、「則の字、上文の意に因て下の語を発する辞にて、句頭に在るは皆上文に係る」(巻上32b)、釈大典『文語解』は「則」の項で、「上をうけ下へつづける辞にしてその意さまざまあり」(巻三

22a)と述べる。

関脩齡はこのような助字研究の成果を踏まえ、下文「君之殺我也、後矣」が上文「利黨以危君」を受けていることを、ふたつの文の間に「上をうけて下へつづける辞」である「則」を加えることによって示した。道春点とは異なる読みを、助字を利用することによって、受講生にわかりやすく説こうとしたのである。³¹⁾

同様のことは、ほかの蓄字についてもいえる。次の(16a略説)(16道春)は(7a略説)(7b道春)の再録である。

(16a略説)官師之所材也〔句下蓄者字、起下五疾。又下文「官師所不材也」、亦同文法、起下以實〕(第四下24b／晋語四)

(官師の材とする所は〔句の下に「者」の字を蓄へ、下の五疾を起こす。又た下文の「官師の材とせざる所」も亦た同じ文法なり。下の「以實」を起こす)

(16b道春)官師之所材也。戚施直縛。蓬蔭蒙繆。侏儒扶盧。矇瞍修聲。聾聵司火。童昏、鬻瘖、焦僂、官師之所不材也。

以實裔土。(晋語四30b)

(官師の材とする所なり。戚施は縛に直る。蓬蔭は繆を蒙く。侏儒は盧に扶る。矇瞍は聲を修む。聾聵は火を司る。童昏、鬻瘖、焦僂は官師の材とせざる所なり。以て裔土を實つ)

道春点は「官師之所材也」で文を切る。関脩齡は「官師之所材也」の下に〔者〕を加え、「官師之所材也者」とする。「也者」については積大典『文語解』(巻五40b)に記載がある。積大典は『文語解』の「也」の項で、次の四例等を挙げた後に

(17)のように述べる。³²⁾ 例文の書き下しは『文語解』の訓点による。

誠如是也、民婦之、由水之就下。(孟子・梁惠王上)

(誠に是くの如きならば、民之に帰すること水の下に就くが由し)

粵之無縛也、非無縛也。(周礼・考工記)

(粵の縛なきことは、縛無きには非らず)

貞臣也、難至而節見。忠臣也、累至而行明。(史記・趙世家)

(貞臣なれば難至りて節見る。忠臣なれば累至りて行明なり)

非赦令也、皆蠲除之。(漢書・李尋傳)

(赦令に非ざるは、皆之を蠲除す)

(17) これ、「者」の字、「則」の字を用るに近し。然ども「者」「則」に比すれば上を承るの意重して下へかかるの意からし。又、「也者」と連用すること多し。⁽³³⁾

関脩齡は「官師之所材也」の「也」を、釈大典のいう「者」の字を用るに近し」の「也」であると解釈する。その解釈つまり主題提示であることを受講生にわかりやすく伝えるために、「官師之所材也」の下に「者」を加えて「也者」としたのである。次の(18a略説)も、「也」の後に「者」を加えた例である。

(18a略説) 有貨以衛身也〔下蓄者字〕。言有貨賂可以衛身也者。(第二9a／魯語下)

(貨して以て身を衛ること有らば〔下に者の字を蓄ふ。言ふところは、貨賂して以て身を衛る可きこと有らば〕)

(18b道春) 有貨以衛身也。出貨而可以免。子何愛焉。(魯語下8a)

(貨有りて以て身を衛る。貨を出して以て免かる可し。子何ぞ愛しまん)⁽³⁴⁾

この例では「有貨以衛身也」の「也」を、『文語解』のいう「則に近し」の意味にとる。「也」の下に「則」ではなく、「者」を加えたのは、「也則」という連用が馴染まなかったからであろう。『文語解』(卷五36b)の「者」の項に、「則の字を用いるに近し」という用法の記載がある。

次の(19a略説)(19b道春)は(10a略説)(10b道春)の再録である。

(19a略説) 忠非親禮、而干舊職、以亂前好。(句下蓄乎字。何非親禮行於厚意而干犯舊職、以亂前王之好乎)(第一14a／周語中)

(忠親禮に非ずして舊職を干して、以て前好を亂らんや。〔句の下に乎の字を蓄ふ。何ぞ親禮、厚意を行ふに非ずして舊職を干犯し、以て前王の好を亂らんや〕)

(19b道春) 忠非親禮、而干舊職、以亂前好。(周語中10b)

(忠く親禮を非りて舊職を干して以て前好を亂る)

関脩齡は「以亂前好」の下に「乎」を加え、「以て前好を亂らんや」と訓読する。「乎」については、『訓訳示蒙』に「乎」の字は、嘆と、咏と、疑と、問と、何れも通はれ用ふるなり(卷三19b)とある。また『文語解』は、『論語』「雍也」篇の「必也聖乎」(必ずや聖か)及び「子張」篇の「仲尼豈賢於子乎」(仲尼豈に子より賢や)を引いて、「疑ふ辞、問ふ辞なり」(卷四42a)と述べる。関脩齡は「以亂前好」の下に「疑ふ辞、問ふ辞」である「乎」を加えることによって、「以亂前好」は平叙文ではなく反語文に読むべきであることを、受講生にわかりやすく説いた。

『国語略説』の「蓄字」は、原文に「則」「者」などの語を加えて、語と語、句と句、文と文の論理的意味関係を明示するための漢文講述法であった。関脩齡は『訓訳示蒙』『文語解』といった助字解説書の記述を念頭におきつつ、原文に助字を加えるという手法で、自身の構文解釈を簡潔且つ明確に説こうとしたのである。

四 道春点改訓

四・一 訓読法にもとづく改訓

これまでみてきた例、たとえば前節の(15a略説)(16a略説)(18a略説)(19a略説)などで明らかのように、関脩齡は道春点本の訓点を所々改めている。江戸時代中期以降に於ける改訓については、古くから指摘がある。たとえば鈴木直治『中国語と漢文』は、後藤芝山(一七二一—一七八二)の『論語』の訓点(以下、「後藤点」と称す)に於ける道春点の改訓を、次の四類に分けて説明する³⁵⁾。例文は同書からの引用である。

① 和訓に読んでいたのを字音に改めたもの

巧言令色、鮮矣仁。(論語・学而)

「巧言令色」を道春点は「言を巧くし色を令くするは…」と読み、後藤点は字音で読む。

② 上代語法による読み方を改めたもの

子貢欲去告朔之餼羊。(論語・八佾)

「欲去」を道春点本は「去てまく欲す」、後藤点は「去てんと欲す」と読む。

③ 読みそえる語を簡略にしたもの

子於是日哭、則不歌。(論語・述而)

上文を道春点本は「…哭しつるときは」、後藤点は「…哭すれば」と読む。

④ 置き字として読んでいなかったものを読んでいるもの

愛之欲其生、惡之欲其死。(論語・顔淵)

「愛之」「惡之」の「之」を道春点は置き字として読まない。後藤点は「之を愛して」「之を悪んで」と読む。

鈴木氏は、「江戸中期以後、漢学の発展につれて、訓読は、ますます、原文(36)に即して簡潔に読むという方向に発達して来ていた。後藤芝山の訓点は、その当時として、この訓読の一般的な傾向に、よくそっていたものといえる」(二七頁)と述べる。

同様の改訓は、『国語略説』にもみられる。次の(20a略説)(21a略説)は『国語略説』、(20b道春)(21b道春)は道春点本の例である。書き下しはそれぞれの訓点による。

(20a略説) 今爾以是殃之。(第六10b／楚語下)

(今爾是を以て之に殃す)

(20b 道春) 今爾以是殃之不可。(楚語下10b)

(今爾是を以て殃せば不可なり)

(21a 略説) 今君起百姓以自封也。(第四上2b/晋語一)

(今君百姓を起して以て自封するなり)

(21b 道春) 今君起百姓以自封也。(晋語一7b)

(今君百姓を起して以て自らに封(あつ)くす)

(20b 道春) は「殃之」の「之」を置き字として読まない。(20a 略説) では原文の文字に即して「之に殃す」と読む。(21b 道

春) は「以自封也」の「也」を読まない。(21a 略説) では原文の文字に即して「自封する也」と読む。また(21b 道春) は

「自封」を「自らに封(あつ)くす」と和訓で読み、(21a 略説) では「自封(じほう)」と字音で読む。いずれも底本である

道春点を、原文の文字に即して簡潔に読む方向に改めている。当時の一般的な傾向にそった改訓である。

一方、前節の(15a 略説)(16a 略説)(18a 略説)(19a 略説)などにみられる改訓、すなわち道春点の「危ぶむ」を「危くせば」に、「官師の材とする所なり」を「官師の材とする所は」に、「貨有りて以て身を衛る」を「貨して以て身を衛ること有らば」に、「前好を亂る」を「前好を亂らんや」に改めるような改訓は、訓読法の発達によるものではない。構文解釈にもとづく改訓である。関脩齡は道春点とは異なる解釈を行い、それを訓点に反映させている。自身の解釈に即して、道春点を改めているのである。

次節では、構文解釈にもとづく道春点改訓を、蓄字以外の例にみていく。

四・二 構文解釈にもとづく改訓

四・二・一 管到

『国語略説』の注釈には、「莫字管七字」「使字管四字」という形の注釈が二十六例みられる。一般に「管到」と称されるもので、「使」「所」などの語が、その下の何字まで係るかを示す。次の(22a略説)はその例である。

(22a略説) 民用莫不震動恪恭於農。「莫字管七字。用、以也。後皆同義。舊注失之。」³⁷⁾ 震動、動作也。(第一4b/周語上)
 (民用て震動して農を恪恭せざること莫し。「莫の字七字を管す。用は以なり。後皆同義。舊註之を失ふ。震動は動作なり))

『国語略説』の底本は道春点本であり、当然のことながら訓点が施してある。訓点が施してあるテキストの管到は、門生にも容易に把握できたはずである。関脩齡はなぜ敢えて管到を述べたのだろうか。

次の(22b道春)は、道春点本の該当箇所である。書き下し文は道春点本の訓点に拠る。

(22b道春) 民用莫不震動。恪恭於農(周語上12a)

(民用て震動せざると云ふこと莫し。農を恪しみ恭んで)³⁸⁾

(22a略説)は「民用莫不震動恪恭於農」の「莫」の管到を「農」までとするが、(22b道春)は「動」までとする。関脩齡は「莫字管七字」という道春点とは異なる管到を提示し、道春点の読みを改めている。以下に同様の例を挙げる。なお『国語略説』の注釈は、「管到」以外は省略する。

(23a略説) 使各有寧宇。「使字管四字」(第一11a/周語中)

(各をして寧宇有ら使む。³⁹⁾「使の字四字を管す」)

(23b道春) 使各有寧宇、以順及天地無逢其灾害。(周語中6a)

(各をして寧んじ宇ること有りて、順を以て天地に及ぼし、その灾害に逢ふこと無から使む)

(23b 道春) では「使」の管到を「害」までとするが、(23a 略説) ではそれを「宇」までに改めている。

(24a 略説) 亡人之所懐挾嬰瓌、以望君之塵垢者〔所字管十一字〕(卷四上11a / 晋語二)

(亡人之嬰瓌を懐挾して以て君の塵垢を望む所の者〔所の字十一字を管す〕)

(24b 道春) 亡人之所懐挾嬰瓌、以望君之塵垢者 (晋語二16a)

(亡人の懐き挾める所の嬰瓌、以て君の塵垢を望まん者)

(24b 道春) では「所」の管到を「挾」までとするが、(24a 略説) ではそれを「垢」⁽⁴⁰⁾までに改めている。

(25a 略説) 玉足以庇廕嘉穀、使無水旱之災、則寶之。〔足字管下十一字〕(第六11b / 楚語下)

玉以て嘉穀を庇廕し、水旱の災無から使むるに足れば、則ち之を寶とす。〔足の字下十一字を管す〕

(25b 道春) 玉足以庇廕嘉穀、使無水旱之災、則寶之。(楚語下13a)

(玉以て嘉穀を庇廕するに足り、水旱の災ひ無から使むるときは、則ち之を寶とす)

(25b 道春) では「足」の管到を「穀」までとするが、(25a 略説) ではそれを「災」までに改めている。『国語略説』の「管到」を示す注釈二十六例のうち二十二例は、道春点本の「管到」を改めるものである。⁽⁴¹⁾

四・二・二〇字句

『国語略説』の注釈には、「十三字句」「十六字句」という形の注釈(句読の改変指示)が十四例みられる。以下はその例である。関脩齡の注釈は、「〇字句」以外は省略する。

(26a 略説) 稷以告王曰〔五字句〕(第一4a / 周語上)

(稷以て王に告げて曰く〔五字の句〕)

(26b 道春) 稷以告。王曰 (周語上10a)

(稷以て告す。王の曰く)

(26b 道春) は「稷以告」で文を切る。(26a 略説) では「稷以告王曰」を一文とし、新たな訓点を施し、道春点本の句読を改める。次も同様の例である。

(27a 略説) 非以翟爲榮、可以成事也。〔十字句〕(第四下16b / 晋語四)

(翟を以て榮と爲して、以て事を成す可きに非ず〔十字の句〕)

(27b 道春) 非以翟爲榮。可以成事也。(晋語四1a)

(翟を以て榮と爲るに非らず。以て事を成す可しと)

(27b 道春) は「非以翟爲榮」で文を切る。(27a 略説) では「非以翟爲榮、可以成事也」を一文とし、道春点本の句読を改める。

(28a 略説) 貪。〔一字句〕(第四下42b / 晋語九)

(貪〔一字の句〕)

(28b 道春) 貪饋之始至懼其不足。(晋語九4b)

(饋の始めて至ることを貪るは、其の足らざらんことを懼る)

(28b 道春) は「貪饋之始至懼其不足」を一文とする。(28a 略説) では「貪」で文を切り、道春点本の句読を改める。『国語略説』の「○字句」十四例のうち九例は、道春点本の句読を改めるものである。

おわりに

『国語略説』の「蓄字」は、原文に「則」「者」などの語(おもに助字)を加えて、語と語、句と句、文と文の論理的意味

関係を示す漢文講述法である。関脩齡は『国語』の講釈を行うに当たって、荻生徂徠『訓訳示蒙』、釈大典『文語解』などの助字解説書を念頭におきつつ、原文に助字を加えるという手法で、自身の構文解釈を簡潔且つ明確に説こうとした。⁽¹²⁾ この「蓄字」によって示される構文解釈の多くは、底本である道春点本の訓点を改めるものである。

『国語略説』には、「蓄字」のほかにも、「管到」「○字句」といった後述表現による道春点本の改訓がみられる。

江戸中期以降、訓読は原文の文字に即して簡潔に読むという方向に変わっていく。『国語略説』にも、その流れに沿った改訓がみられる。しかし「蓄字」「管到」「○字句」によって示される改訓は、訓読法の発達によるものとは異なる。構文解釈にもとづく改訓である。関脩齡は自身の解釈にもとづき、底本である道春点本の読みそのものを改めたのである。⁽¹³⁾

【注】

- (1) 大野峻「国語解題」(新釈漢文大系『国語上』)(東京：明治書院、一九七五、一頁―五六頁)に、「『国語定本』は江戸時代邦人の『国語』研究としてはもっともすぐれている」(五二頁)とある。『国語定本』については小方伴子「秦鼎『国語定本』初探」(『二松』第二八集、二〇一四年、一頁―一七頁)、同「秦鼎『国語定本』に於ける清朝校勘学の成果の導入とその限界―顧千里『国語札記』の利用を中心―」(『人文論叢』第九五輯、二〇一五年、一二六頁―一五三頁)に詳しい。
- (2) 重刻明道二年本『国語』については、小方伴子「宋刊明道二年本『国語』の黄丕烈重刻について」(『人文学報』四〇三号、二〇〇八年、一頁―二八頁)に詳しい。
- (3) 「校刊明道本草氏解国語札記」は冒頭に黄丕烈の「自序」を附けているが、実際の撰者は顧千里(一七六六―一八三五)である。詳しくは小方伴子「顧千里撰『校刊明道本草氏解国語札記』成立考」(『人文学報』四六三号、二〇一二年、六五頁―九〇頁)を参照されたい。
- (4) 大野峻「国語解題」(注1参照)(五一頁)。桂湖村「国語国字解叙説」(漢籍国字解全書『国語国字解上』)(東京：早稲田大学出版部、一九一七年、一頁―二二六頁)は「(国語略説は)意見断乎として見るべきものあり。邦人国語解中の錚々たるものなり」(二二五頁)、前川三郎「国語解題」(国訳漢文大成『国語』)(東京：国民文庫刊行会、一九二三年、一頁―三〇頁)は「(江戸時代の)先儒の之(『国語』)が注解を撰したるもの無慮三十家に及びり。(中略)関脩齡の国語略説八卷、冢田虎の国語増註二十一卷、秦鼎の国語定本二十卷、亀井昱の国語考八卷はその尤なるもの」(二四頁―二五頁)と評する。
- (5) 『国語略説』の底本には、関西大学長沢文庫所蔵の一七九二年版(国語略説八卷 関脩齡述 寛政四年 江戸須原屋市兵衛 四冊)を用

- いる。
- (6) 送り仮名は現行のものに合わせる。「蓄某字」「某字管○字」「○字句」の書き下しは、「某」字に蓄す」「某」字○字に管す」「○字」の句に統一する。(原文は、「の」があるものとなないものがある)
- (7) 「蓄ふ」は「足し加ふ」か。
- (8) 佐藤進「藤原惺窩の経解とその継承——『詩経』『言』『薄言』の訓読をめぐって——」(『日本漢文学研究』第五号、二〇一〇年、二二頁—三七頁)に、「管到」とは構文論において他動詞が支配する目的語の範囲をいう十八世紀日本の用語(三七頁)とある。『国語略説』の管到はもう少し広く、前置詞「以」、副詞「将」、助詞「所」等の支配する範囲もいう。
- (9) 小川貫道『漢学者伝記及著述集覧』(東京：名著刊行会、一九七七年、二七三頁)参照。享年は七十五歳或いは七十九歳とする説もある。長沢孝三『改訂増補漢文学者総覧』(東京：汲古書院、二〇一一年、三四〇八頁)参照。
- (10) 『巡海録』については、大庭脩『宝暦三年八丈島漂着南京舟資料—江戸時代漂着唐船資料集一—』(関西大学東西学術研究所資料集刊十三—一)(大阪：関西大学東西学術研究所、一九八五年)に、「下田代官所の書記役として勤めていてこの機会に遇った。序文を書いた井通照はすなわち井上蘭台で、脩齡はなお蘭台のもとに学んでいたので序文を求めたものと思われる」(四五八頁)という記載がある。同書によると、『巡海録』は脩齡二十八歳の著作である。
- (11) 『武蔵野国三芳野名所旧跡』については、岡村一郎『川越歴史随筆』(川越歴史新書3)(埼玉：川越地方史研究会、一九七四年)に詳しい。
- (12) 関儀一郎『近代漢学者伝記著作大事典』(東京：井上書店、一九四三年、二八〇頁—二八一頁)参照。『国語略説』八巻、『戦国策高注補正』一〇巻、『国学积奠儀注』一卷、『松窓文稿』二巻、『松窓漫録』六巻、『巡海録』一卷以外は筆者未見。校閲本に『經典积文』存二巻がある。
- (13) 雲室については、『続日本随筆大成1』(東京：吉川弘文館、一九七九年)の北川博邦「解題」(六頁—七頁)参照。
- (14) 『雲室隨筆』(注13参照)によると、脩齡は人に嫉まれることもあった。「古昔より衆に秀る者、嫉を受る事多は歴史に記せし如し。必竟先生も衆に秀られし故か、衆人の嫉みに逢れし事なり。予が往来する学者、知るも知らざるも松臈を信じ恐れざるはなし。戸倉作助といふ人、(中略)常に松臈を鬼なり、人間中を出し人なりと雑談せられたり」(八三頁—八四頁)とある。
- (15) 桂湖村「国語国字解叙説」(注4参照)に、「天保二年の刊本あり」(二二五頁)とあるが未見。
- (16) 棲雲堂は関脩齡の別号。長沢孝三『改訂増補漢文学者総覧』(注9参照)(二四〇八頁)参照。
- (17) 「国語略説／關脩齡君長述／解叙」には、韋昭「国語解叙」、宋庠「国語補音叙録」の注解が収録されている。「国語略説第一」以下が「国語」本文の注解で、「国語略説第二」には周語上、周語中、周語下、「国語略説第二」には魯語上、魯語下、「国語略説第三」には齊語、「国語略説第四上」には晋語一、晋語二、「国語略説第四下」には晋語三、晋語四、晋語五、晋語六、晋語七、晋語八、晋語九、「国語略説第五」には鄭語、「国語略説第六」には楚語上、楚語下、「国語略説第七」には吳語、「国語略説第八」には越語上、越語下の注解

が収録されている。

- (18) 長沢文庫所蔵版本は、荒井熙「國語略説序」に墨筆で訓点を書き入れてある。その他の箇所にも若干の書き入れ（墨筆）がある。
- (19) 『国語略説』は、『国語』各篇をそれぞれ数章から二十数章に分けて解説している。章分けは明刊穆文熙評本に由来する。穆文熙評本の原刻については未詳。
- (20) 宋庠（九九六一—一〇六六）は安州安陸の人。天聖の初めに進士に合格する。『宋史』（北京：中華書局、一九五七年、九五九〇頁）に伝がある。
- (21) 『四史鴻裁』所收本『国語』の原本は未見。「四庫全書存目叢書」（史部一三九）に、清華大学図書館蔵明万曆十八年朱朝聘刻本「四史鴻裁」四十巻が収録されている。十三巻から二十巻が「国語」八巻で、その一巻、三巻、五巻、七巻の冒頭に、「明魏博穆文熙敬甫批輯／同邑劉懷恕士行校正／東郡朱朝聘希尹開梓」とある。『国語略説』には第一1a（周語上）に、「穆文熙『四史鴻載』の「國語評鈔」とあり、それが初出。以降は「評鈔」として引用されている。
- (22) 盧之頤本『国語』は刊行年未詳。明萬曆四十七年（一六一九）に『戦国策』十二巻と合わせて刊行された関斎叔評本『国語』の「訂正本」である。詳しくは小方伴子「秦鼎『国語定本』初探」（『二松』第二八集、一頁—一七頁）を参照されたい。
- (23) 明刊穆文熙評本『国語』に由来する評語。
- (24) ただし、若干の異同もみられる。たとえば周語上では、道春点本が「小事」（周語上1b）、「世終」（周語上4a）とするところを、『国語略説』ではそれぞれ「小小」（第一2a）、「垂終」（第一2a）としている。道春点本の底本である明刊劉懷本は、「小小」「垂終」に作る。道春点本の初刻では、「小小」「垂終」となっていた可能性が考えられる。現存する道春点本の「小事」「世終」をみると、「事」は他の字と比べると位置が不自然であり、「世」は他の箇所の「世」と形が微妙に異なる。補刻が疑われる。なお、現存する道春点本で刊記のあるものは、次の三種類である。
- (i) 刊行年未詳 田中市兵衛、田中長左衛門刊行。
 - (ii) 宝曆十一年 永田調兵衛刊行。後修本。
 - (iii) 宝曆十一年 越後屋多助刊行。後修本。
- (25) 『四史鴻裁』については注21参照。
- (26) 道春点本の割注には、改訂版『国語補音』が収録されている。関脩齡は該当する字に音注が付されていない場合、道春点本他の箇所にある同字の音注を引いて「音補」に入れることが多い。『国語略説』（第一2b）の「采地、之代切」は、道春点本「魯語下」（巻56b）の「采、之代切」から引いている。この箇所のオリジナル版『国語補音』の記載は、「采邑」補音、七代切（巻22b）である。これは『国語略説』の「音補」が、宋庠のオリジナル版『国語補音』ではなく、改訂版『国語補音』によるものであることの証拠となる。なお、改訂版『国語補音』の「之代切」は、「七代切」の誤刻である可能性が高い。「采」「七」は清母、「之」は章母。張一鯤本（万曆十三年版）も劉懷本も、該当箇所は「之代切」である。『国語略説』の音注については、別稿で改めて論じたい。

- (27) 道春点本『国語』の底本には、関西大学長沢文庫所蔵本(国語二十一卷 吳韋昭解 宋宋庠補音 明穆文熙編纂 明石星等校 日本林信勝点 刊行年不明。江戸田中市兵衛、田中長左衛門刊行本)を用いる。例文の字句に宝暦十一年本二種との異同があれば記す。
- (28) 「起下以實」は『国語略説』の訓点通りに書き下すと「下を起して以て實す」になり、意味が通らない。「下の以實を起こす」の誤りであろう。
- (29) 『国語略説』の「不行」には訓点がない。(8a略説)の訓点は筆者が補った。
- (30) 『訓訳示蒙』『助辞訳通』『文語解』の引用は、『漢籍文典叢書』(第一卷)(東京：汲古書院、一九八七年)に拠る。
- (31) 助字の働きを意識した教授法は、受講生の漢文実作力を養う上でも有効であったと思われる。なお「蓄則字」は、上文に訓読が施されているものをみる限り、すべて条件文に読んでいる。
- (32) 『文語解』は一七七二年の刊行であり、関脩齡が林家で講釈を行っていた頃に当たる。なお、(21)は「也」から「也者」になったものに関する説明であるが、「者」から「也者」になったものについては、『文語解』(巻五36b)に記載がある。
- (33) 积文典はさらに、「也者」の例として次の(i)を挙げ、「一字を用るより語意ふかし」と述べる。
(i) 道也者、不可須臾離也。(礼記・中庸)(道は、須臾も離る可からざるなり)
- (34) 道春点本は音便表記と非音便表記が混在する。(18b道春)の「有りて」の原文は「有テ」で「有って」と読まれた可能性が高いが、一方で道春点本には「アリテ」という表記もみられる。本稿では便宜上、非音便表記で統一する。
- (35) 『中国語と漢文』(中国語研究学習双書二二)(東京：光生館、一九七五年、一二七頁—一三二頁)。
- (36) ここでいう「原文」は「原文の文字」という意味であろう。原文の文字に即して、しかも簡潔に読むという訓読法は、佐藤一斎(一七六八—一八四一)の一斎点によって極められる。
- (37) 「舊註」は韋昭注をいう。「民用莫不震動恪恭于農」の後に「用、謂田器也」という韋昭注がある。
- (38) 書き下し文の「云ふ」は補読である。
- (39) 『国語略説』は「使」字句の兼語の後に返り点を振らない。「使各有寧宇」には送り仮名がないので、「各(おのおの)」をして寧宇有ら使む」と読んだのか、「各(おのおの)寧宇有ら使む」と読んだのか判断できない。ここでは底本である道春点本の訓点に合わせて前者に読んでおく。
- (40) 「所字管十二字」に従うと「者」までとなるが、訓点に従うと「垢」までになる。書き下し文は後者に従った。
- (41) 残りの四例の中には、道春点本の読みをより分かりやすく示すための「管到」もある。たとえば「無乃實有所避、而滑夫二川之神、使至於争明、以妨王宮」(周語下)では、道春点本は、「無乃實に避ふ所有りて、夫の二川の神を滑して、争ふに至らしめ、明以て王宮を防ぐるならん」と読む。関脩齡は、「實に避ふ所有りて：無らんや」と読み(「乃」は不説)、「無乃管二十字」と注する。
- (42) 「蓄字」に類似する例として、积大典『唐詩解頤』(一七七六)の「補入」がある。积大典『唐詩解頤』の補入については佐藤進「积大典『唐詩解頤』の特殊な訓読について—徂徠の詩読解を受け継ぐもの—」(『日本漢文学研究』第一号、二〇一六年、七五頁—一〇六

頁)に詳しい。補入の例は『唐詩集註』(一七七四)にもみられ、その凡例に、「蕩益大師の佛經を註する、多く二の語を挿入して以て本文を補ふ。簡にして解し易し。物氏「絶句解」を作るに一に斯法を以てす。今亦往往に之を用い領會し易からしむ」(原文は漢文に返り点送り仮名つき。書き下し文は佐藤師に拠る)とある。佐藤師は、「『唐詩集註』の補入は宇野明霞の仕事であつて、大典は明霞の補入を取捨選択し、それに新規補入を行つて『唐詩解頤』を撰述したものと考へるべきである。さらに重要なことは、『唐詩集註』の補入は本文の訓点とは関係がなく、『絶句解』と同じような性格にとどまつていた。しかし、『唐詩解頤』では詩の本文に含めて訓読し、『唐詩集註』に施された旧点を修正するべく新点を打つてゐるのである。蕩益大師に源を發し、荻生徂徠と宇野明霞を通じて伝わつた補入読解法が、ここに及んでようやく訓読として結実することになった」(一〇四頁)と述べる。関脩齡が蓄字を用いた背景には、助字研究の広まりに加えて、「補入」のような、原文に漢字の語句を挿入する読解法の存在があつたと思われ。なお、蓄字の例は、関脩齡『戦国策高注補正』にもみられる。

(43) 林家の学頭であつた関脩齡が、林羅山の遺した訓点を、構文解釈に関わる部分から改めてゐるのである。『国語略説』の刊行は寛政四年(一七九二)であるが、そのもとになつた講釈がいつ行われたのかは明らかでない。関脩齡が林家を去つた正確な年も未詳である。道春点改訓との関係も含めて、今後の課題とならう。

〈附記〉

本稿は平成二十八年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「近代日本の「知」の形成と漢学」による研究成果の一部である。

